



新規制基準に係る 今後の設工認申請について

2020年3月31日

日本原燃株式会社
燃料製造事業部

1. はじめに

- ◆ MOX燃料加工施設については、炉規法第十六の二第1項および第2項に基づき、新規制基準に伴う設工認を申請する計画である。
- ◆ 新規制基準に伴う設工認については、MOX燃料加工施設の建物・構築物、系統および機器が膨大にあることを踏まえ、加工規則第三条の二第3項に基づき、分割して申請することを計画している。
- ◆ 2020年1月10日の面談で分割申請の考え方の説明を実施した際に、「申請の分割を検討するに当たっては、関連する許可事項や基準要求を整理の上、分割申請間の関係性を考慮すること」とのご指摘を受けた。
- ◆ このため、許可事項・基準要求を踏まえ、建設工程を勘案して適合説明ができる以下の単位で申請する計画に見直す。申請単位の考え方を次頁以降に示す。
 - グループ①：建屋躯体および先入が必要な廃液処理関係の系統・槽類設備
 - グループ②：主にB3Fの貯蔵設備と搬送設備
 - グループ③：先入設備、設備据付順序の早い設備
および重大事故等対処に係る設備
(安全機能を有する施設と兼用する設備を含む)
 - グループ④：大規模損壊への対応に係る設備およびその他の設備

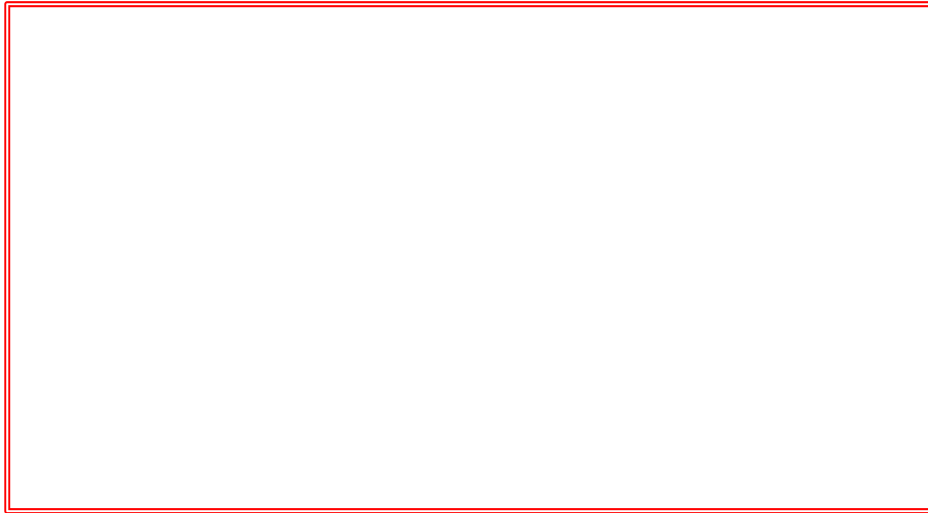
2. MOX燃料加工施設の設工認申請分類図

色塗りは申請対象を示す：

変認

新規

グループ①



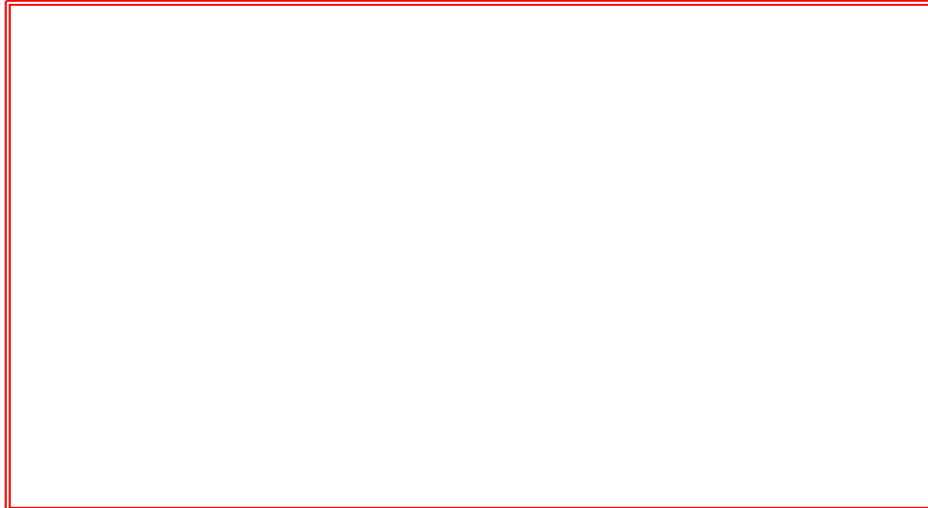
- 燃料加工建屋躯体および、先入が必要な廃液処理関係の系統・槽類

グループ②



- B3Fの貯蔵設備（原料MOX粉末受入・粉末調整工程）と搬送設備

グループ③



- 先入設備，据付順序の早い設備および重大事故等対処に係る設備（安全機能を有する施設と兼用する設備を含む）

グループ④



- 大規模損壊への対応に係る設備およびその他の設備

 は核不拡散上の観点から公開できません。

3. 効率的に説明するための要望事項

MOX燃料加工施設における新規制基準を踏まえた設工認申請は、新規申請と変更認可申請を合わせて2万枚を超える物量になることが想定される。

このため、効率的に説明するために以下の事項をお願いしたい。

- ✓ 申請する設備は、同様の仕様や同様の評価書を多数申請することとなるため、代表設備での説明（代表説明）とし、他の設備については、書類のみでの審査（書類審査）をお願いしたい。
- ✓ 申請には耐震評価を伴うことから、専任チームで耐震評価の審査をお願いしたい。